

# 御前崎市 放課後児童クラブ 利用のしおり



御前崎市マスコットキャラクター なみまる ふうちゃん

連絡先電話番号・メールアドレス	
利用料関係	市役所こども未来課 ☎0537-85-1120
登録・運営管理関係	市社会福祉協議会 ☎0548-63-5294
第一小学校	はっぴい (第一グラウンド内)
	第2教室 (北校舎図工室)
浜岡東小学校	
浜岡北小学校	
白羽小学校	
御前崎小学校	

## 1 開設目的

共働き・ひとり親家庭の子ども達は、小学校の放課後や春・夏・冬休みなどの学校休業日には、子ども達だけで過ごすこととなります。そのため、保護者が働いている間、子ども達が安全で充実した生活を送ることが出来るよう放課後児童クラブは設置されています。

## 2 対象者

昼間、面倒を看る保護者等が日常的にいない家庭の小学校1年生～6年生の児童

## 3 開設場所

市内各小学校に設置した放課後児童クラブ

※①第一小学校児童クラブ（はっぴい）の駐車場は、第2グラウンド駐車場を利用します。

また、第一小児童クラブ（第2教室）の駐車場は、学校正門前の駐車場を利用します。

## 4 開設日及び開設時間

### 【開設する日】

㊦授業のある日（月～金曜日）・・・ 下校時～17時30分

㊧春・夏・冬休み・・・ 7時30分～17時30分

㊨開設時間外・・・ 17時30分～18時30分

※①開設時間外を利用する場合は、時間外延長利用申請書を児童クラブへ提出し、あらかじめ市長の承認を受けてください。

※②開設時間外を利用した場合は、1日につき利用料金に100円を加算します。

### 【開設しない日】

㊦土・日曜日、祝日

㊧年末年始（12/29～1/3）及びお盆期間

㊨学校の防災訓練に伴う引き渡し訓練の日

㊩その他の日（災害や感染症等の発生により学校が臨時休校となった場合等）

※休日の運動会実施に伴う振替休日は、7時30分～17時30分までクラブを開設します。

平日に授業として運動会が実施される場合は、下校後、通常どおりクラブを開設します。

## 5 利用料

利用料は、利用形態（通年利用・長期休業期のみ）と料金区分（ひとり親世帯・それ以外の世帯）で異なりますので、別紙の利用料金表をご確認ください。

㊦利用形態(1)は通年利用で、(2)は期間利用（長期休業期）となります。(1)の児童が春休み、夏休み、冬休みが属する月の学校登校日のみを利用した場合は、利用した日数に日額250円を乗じた額を負担していただきます。

㊧利用形態(2)は長期休業期間の利用となりますので、該当する長期休みを利用した場合は、期間額の負担となります。

㊨料金区分Bはひとり親世帯（児童扶養手当の受給者が属する世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯）で、料金区分AはBに当てはまらない世帯となります。

- ⑤年度途中の入会による利用開始日とその月の16日以降の場合、または年度途中の退会による利用中止日とその月の15日以前の場合は、該当する月の月額料金の2分の1の額の負担になります。
- ⑥生活保護法による生活保護世帯は、あらかじめ市長の決定を受けることにより、利用料金が免除されます。
- ⑦料金区分Aの世帯で、利用する日の属する年度の市民税が非課税の世帯は、あらかじめ市長の決定を受けることにより、料金区分Bの利用料金に減額されます。
- ⑧長期休業期間利用（春休み、夏休み、冬休み）を半日とした場合は、該当する期間の利用料金が減額（通年：別途定めた額、長期のみ：2分の1の額）となります。  
半日利用とは、13時までにお迎えに来た場合とします。
- ⑨おやつ代は、利用料金に含まれていますので、別途の負担はありません。
- ⑩兄弟・姉妹で利用する場合でも、それぞれ1人ずつの利用料金の負担となります。
- ⑪利用料金は、ご指定の口座から振り替えます。利用した月の翌月末日に口座振替します（翌月末日が休日・祝日の場合は、翌営業日となります）。利用料金表参照。
- ⑫特別な理由もなく利用料金の未納が3か月間続く場合は、児童クラブの利用を制限（退会）させていただくことがありますので、月末を迎える前に口座の残高のご確認をお願いします。

## 6 諸届について

利用一時中止及び中止（退会）や利用形態の変更（通年⇔長期のみ）の変更等は、中止や変更利用をする前月の23日までに届け出をしてください。（23日が休日の場合はその前の開設日まで）。未届または期限後に届け出を行った場合、利用が無くても料金が発生します。

届出内容	必要な手続き
① 利用形態を変更（通年⇔長期のみ）する	<u>変更する前月の23日までに</u> 「登録変更届」を提出
② 利用を一時中止する （1か月以上の中止、長期休業期間の中止の場合）	<u>中止する前月の23日までに</u> 「利用一時中止届」、または「利用中止届」を提出
③ 利用を中止（退会）する	
④ 住所・氏・保護者の勤務先を変更した	<u>随時</u> 「登録変更届」を提出

※保護者の勤務先が変更された場合や就労証明書の雇用期間が切れた場合は、改めて就労証明書の提出が必要です。

※保護者が出産の為、産前産後休暇や育児休暇を取得する場合は、産後休暇終了日の属する月末をもって退会をお願いします。

### 【届け出について】

各児童クラブまたは社会福祉協議会（ふれあい福祉センターなごみ、浜岡福祉会館）で受け付けます。

※ご自身で期日を忘れずに手続きをお願いします。各クラブは責任を負いません。

## 7 傷害保険

児童クラブで発生したケガ等については、児童クラブで加入している傷害保険を適用します。受診時は、医療機関に傷害保険を適用する旨を伝え、「子ども医療費受給者証」は使用しないでください。保険金額よりも自己負担額が多い場合は、自己負担額から保険金額を差し引いた差額を、子ども医療費助成制度でお支払いすることができます。

㊦保険の適用に当たっては、職員（支援員及び補助員）の管理下が対象です。児童クラブの施設内で活動中、若しくは職員の指導のもとに施設外で活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを被った場合、自宅と児童クラブ施設の往復途上（合理的な経路及び方法により往復している間）や、児童クラブが主催して行う遠足等の野外活動も対象となります。

㊧児童クラブが提供した飲食物に起因する事故（飲食物の製造者等に責任があり、児童クラブに責任が無い場合には対象外）や、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も補償の対象となります。

### ㊨保険金額

・入院 日額 5,000 円

事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、保険金はお支払いできません。また、お支払いする入院の日数は 180 日が限度となります。

・通院 日額 2,000 円

事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、保険金はお支払いできません。また、お支払いする通院の日数は 90 日が限度となります。

・死亡、後遺障害 300 万円

㊩保険金を請求する際は、児童クラブよりご案内します。入院または通院された日数を確認しますので、診療明細書や調剤明細書などの関係書類を保管しておいてください。

㊪児童クラブが保険期間中に事故により登録児童またはその他の第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失・破損または汚損した場合、児童クラブが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

## 8 受入れ及び引渡し

### 受入れ

①通常期では、学校が終わりましたら、1年生は児童クラブに慣れるまでは昇降口に集まり、並んで児童クラブまで行きます。

②夏休み等の長期休業期間では、7時30分以降に保護者が児童クラブまで送って来てください。7時30分より早い時間の受け入れはできません。

### 引渡し

①お迎への予定時刻までに責任の持てる保護者（未成年の兄弟等は不可）がお越しください。

②児童クラブ閉所時間（17時30分または時間外利用の場合は、最大18時30分）に遅れることがないようにお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合や保護者が来られなくて代理の方がお迎えに来る場合は、必ず事前に児童クラブへ連絡してください。

## 9 出欠席について

### ㊦疾病等の場合の対応

- ①通常期・長期休業期ともに、学校の規定に準じます。
- ②新型コロナウイルス、インフルエンザ等による出席停止または学級閉鎖のクラスの児童は、児童クラブを利用できません。
- ③児童クラブの利用を再開する時は、医療機関の登校許可を受けられ、登校を再開してからとなります。
- ④児童クラブの活動中にケガをしたり、具合が悪くなった場合は、症状が軽い際は応急処置を行いますが、状況によっては救急車を依頼したり、保護者にお迎えをお願いすることもあります。
- ⑤保護者等が児童の面倒を看ることが出来る日は、ご家庭で過ごすようにしてください。
- ⑥利用予定表は、**毎月必ず 23 日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）**までに、児童クラブへ提出してください。利用予定を変更する場合は、必ず児童クラブの携帯電話またはメールへお知らせください。  
※別途諸届が必要な場合があります（P3の6 諸届について参照）。
- ⑦児童クラブの利用予定日に学校を欠席や早退した場合は、児童クラブの携帯電話またはメールへお知らせください。
- ⑧通常期の利用予定日に利用せず帰宅するなど、利用を間違えることがないようにご家庭で確認をお願いします。児童クラブの職員に無断で帰宅した場合で、事故等が発生した場合は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ⑨小学校は、児童クラブの運営に関わっていませんので、児童クラブに関するお問い合わせは、児童クラブの職員にお尋ねください。

## 10 児童クラブでの過ごし方について

- ⑦児童達が安全で安心できる居心地の良い環境づくりを目指しています。
- ⑧児童クラブの施設内、施設外遊びをします。
- ⑨児童クラブの職員は、勉強を教えません。宿題は自主的に行うようにしています。
- ⑩児童クラブの行事等により、集金をお願いすることがあります。

## 11 昼食について

給食がない日や長期休業期には、お弁当と水筒を持たせてください。

## 12 持ち物

全ての持ち物に児童のお名前を記入してください。

- ①着替え一式、汚れ物を入れるビニール袋と体拭きタオルを袋に入れて、持たせてください（着替えは、夏・冬の入替えをお願いします）。
  - ②児童クラブ用の上靴    ③帽子    ④歯磨きセット    ⑤学習道具
- ※①～③は常時、④・⑤は長期休業期に児童クラブに置くものです。

- ※ハンカチ、ティッシュ、水筒は毎日持たせてください。
- ※長期休業期はヘルメットを児童クラブでお預かりします。
- ※その他必要なものがあれば各クラブからご案内します。

### 13 注意事項

- (1)児童クラブを利用するに当たり、事前に「誓約書」をご提出いただきます。
- (2)児童クラブの円滑な運営を著しく支障させ、ご理解いただけない場合は、利用を制限(退会)させていただきます。
  - ㊦特別な理由もなく利用料金の未納が3か月間続く場合
  - ㊧催促しても利用予定表を提出されない場合
  - ㊨事前の連絡がなく無断欠席する場合
  - ㊩利用児童が他の利用児童に危害を加え、乱暴な行動を繰り返し、児童クラブの職員の指導・注意を聞かない場合
- (3)利用児童にケガや痣等が見受けられた場合は、必要に応じて関係機関へ連絡をします。

## 14 児童クラブ「閉所」の要件及び対応(悪天候時等)について

### 【登校日（平日放課後）】

時点	閉所要件	一時 受入れ	クラブか らの連絡	備考
受入前	(1) 学校が臨時休校となった場合	×	×	・暴風・大雨など ・感染症の拡大・集団感染の疑いがある場合(学年・学級閉鎖も同様)
	(2) 学校が通常の下校時刻を早めて一斉下校とした場合	○	×	児童クラブ開所時刻（通常の下校時刻）前まで、児童は小学校に留め置きます。 児童クラブ開所時刻後は、保護者が迎えに来るまで、クラブで一時預かりをします。 <u>なるべく早くのお迎えをお願いします。</u>
	(3) 学校が下校手段を徒歩ではなく保護者引き渡しとした場合	×	×	
受入中	「大雨警報」及び「暴風警報」の2つ、または「特別警報」が発令した場合（北小クラブは土砂災害警戒情報レベル4の発令も対象）	受入中	○	重大な災害が予想されるときは、至急お迎えにきていただく場合があります。

### 【登校日ではない日（長期休業時）】

時点	閉所要件	備考
受入前	・「大雨警報」及び「暴風警報」の2つ、または「特別警報」が発令した場合（北小クラブは土砂災害警戒情報レベル4の発令も対象） ・集団感染の疑いがある場合	午前6時30分時点の警報発令状況で判断します。 ただし、閉所となった場合でも11時までにすべての警報が解除された場合、12時30分より児童クラブを開所します。（開所した旨の連絡はいたしません。）
受入中		重大な災害が予想されるときは、至急お迎えにきていただく場合があります。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）が発表された場合、原則学校の対応に合わせて児童クラブの開閉所の判断をします。

※緊急連絡は、「きずなネット」にて行いますので、登録を必ずお願いします。